

大阪市職員互助会条例施行規則及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

- 大阪市職員互助会条例施行規則（昭和 30 年大阪市規則第 35 号） ※省略
- 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成 5 年大阪市規則第 49 号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（一般廃棄物の処理に係る申出）</p> <p>第 8 条 本市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬又は<u>大阪広域環境施設組合</u>が行う一般廃棄物の処分業務の提供を受けようとする者は、あらかじめその旨を市長に申し出なければならない。</p> <p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の条件）</p> <p>第16条 市長は、法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をするとき又は同条第 2 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新をするときは、法第 7 条第11項の規定により次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p> <p>(5) 市域外において収集した一般廃棄物を<u>大阪広域環境施設組合</u>の処理施設に搬入しないこと</p>	<p>（一般廃棄物の処理に係る申出）</p> <p>第 8 条 本市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬又は<u>大阪市・八尾市・松原市環境施設組合</u>が行う一般廃棄物の処分業務の提供を受けようとする者は、あらかじめその旨を市長に申し出なければならない。</p> <p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の条件）</p> <p>第16条 市長は、法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をするとき又は同条第 2 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新をするときは、法第 7 条第11項の規定により次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p> <p>(5) 市域外において収集した一般廃棄物を<u>大阪市・八尾市・松原市環境施設組合</u>の処理施設に搬入しないこと</p>

(6) 省 略

(6) 省 略